

感染見舞金制度

～ 業務中に感染症に罹患した場合に、見舞金をお支払いします！～

業務中に感染症に罹患し、入院または通院した日数に対して、
感染見舞金をお支払いします。

【対象となる感染症】

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める1類から5類および新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症が対象です。
ただし補償対象となる感染症のうち「5類感染症」については、「対象となる感染症の一覧」に記載の五類感染症に限られます。

Q 感染した事実があれば、見舞金が給付されますか？

A 業務中の感染により「入院」または「通院」した場合に、見舞金が給付されます。
尚、見舞金の請求にあたっては、医師の診断書、所属長の署名、入・通院日数を証明できるもの（診療明細書・領収書等）（いずれもコピー可）が必要になります。

Q 労災が適用された場合は、どうなりますか？

A 労災適用の有無に関わらず、見舞金が給付されます。

Q 給付される金額は？

A 右表の通りです。

Q 対象とならない感染症はありますか？

A 「対象となる感染症一覧」に記載の感染症以外については見舞金の対象外となります。
また「急性呼吸器感染症」も見舞金の対象外となります。

対象	感染見舞金額	
1類から5類に分類される感染症	入院 + 通院日数 31日以上	5万円
	入院 + 通院日数 21日～30日	4万円
	入院 + 通院日数 11日～20日	3万円
	入院 + 通院日数 6日～10日	2万円
	入院 + 通院日数 5日以内	1万円
新型インフルエンザ等感染症	一律 1万円	
指定感染症		
新感染症		

例えば

検査に来た患者さんが結核に罹っており、罹患してしまった。
60日間入院。

感染見舞金 **5万円**

例えば

病院内でインフルエンザが流行っており、同僚から罹患してしまった。
1日通院。

感染見舞金 **1万円**

【対象となる感染症】

「感染症法」に定められた感染症類1類から5類及び新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症が対象です。

<参考>

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(表中【法】と記載)「同施行令」(表中【政令】と記載)「同施行規則」(表中【省令】と記載)に定める1類～5類の感染症と新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

分類	感染症名
1 類感染症	【法】 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
2 類感染症	【法】 急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）
3 類感染症	【法】 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
4 類感染症	【法】 E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く）、ボツリヌス症、マラリア、野兔病 【政令】 ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、コクシジオイデス症、エムボックス、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱
5 類感染症	【法】 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 【省令】 アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く）、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）、クラミジア肺炎（オウム病を除く）、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎（髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く。）、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）
新型インフルエンザ等感染症	該当なし
指定感染症	該当なし
新感染症	該当なし